

# 志賀町ふるさと納税事業 返礼品提供事業者募集中！



随時  
受付中!!

志賀町では、ふるさと納税の寄付者に提供するお礼の品(返礼品)の提供事業者を募集しています。  
令和6年10月1日より、返礼品数拡大等を目的に志賀町優良特産品の認定を受けていない商品であっても、要件を満たす商品であれば、返礼品として登録できるよう運用を見直しました。  
ふるさと納税制度を活用して、商品 PR を行い、リピーター獲得や直接購入につなげることができます。返礼品登録及び提供にあたっての費用負担(各種サイト掲載料、送料など)や各種サイトへの登録手続き等は原則ありません。ご応募お待ちしております。

## 1. 応募方法

**「志賀町ふるさと納税返礼品提供事業者募集要項」をよく確認し、内容を了承した上で  
下記の書類を志賀町企画財政課震災復旧復興創生室に提出してください。**

### 【提出書類】

- ①志賀町ふるさと納税返礼品提供事業者誓約書
- ②返礼品を製造、販売するにあたり必要な免許及び許可の確認票  
※免許及び許可を証明する書類の写しを添付。
- ③PL(生産物賠償責任)保険加入有無の確認票



各種様式はこちらから  
(下記窓口でも配布可)

## 2. 応募要件(※一部抜粋 詳しくは募集要項をご確認ください)

### ■返礼品提供事業者の要件

- ・各種法令規則を遵守し、返礼品の生産、製造、販売、サービスの提供等を行っていること。
- ・返礼品の生産拠点のいずれかが町内にある法人、個人事業主であること。
- ・町がふるさと納税業務を委託する事業者(中間業務委託事業者)との連携等が可能であること。 など

### ■提供する返礼品の要件

- ・町の魅力やイメージの向上、地域産業の活性化、寄付増進に資するものであること。
- ・総務省が規定する「地場産品基準」(募集要項に詳細記載)に適合しているものであること。
- ・関係法令や条例、業界慣行に基づく基準を遵守し、品質管理体制が整っていること。 など

## 3. 手続きの流れ及び注意事項

町にて提出書類等を確認後、返礼品登録を行います。  
返礼品登録の手続き等については、中間業務委託事業者が  
フォローいたしますので、返礼品情報等をご提供ください。  
**要件等の詳細について、必ず募集要項をご確認ください。**  
ご不明点等については、お気軽にお問い合わせください。

【書類提出先・問合わせ先】  
志賀町役場 企画財政課  
震災復旧復興創生室  
TEL:0767-32-9301  
FAX:0767-32-3933  
Mail:furusato-tax@town.shika.lg.jp

